

ID: 66

担当部署: 教育委員会事務局 生涯学習課

処分の概要	使用許可の取消し等		
例規名 根拠条項	村田町ゲートボール場設置管理及び運営に関する条例 第6条第1項		
例規番号	昭和57年条例第1号		
【基準】			
<p>第6条及び暴力団の利益となる公の施設の使用等の制限に関する条例第3条の規定による。 (使用許可の取消等)</p> <p>第6条 教育委員会は、村田町ゲートボール場を使用する者がこの条例及びこの条例に基づく規則に違反した場合は、その使用を取り消し、又はその使用を停止することができる。</p> <p>2 前項の規定によって使用許可の取消し又は停止を受けたときは、速やかに原状に回復しこれを返還しなければならない。</p> <p>(使用等の制限)</p> <p>第3条 公の施設の使用等をする者は、暴力団の利益となる使用等をしてはならない。</p> <p>2 使用等許可権者は、公の施設の使用等の許可の申請があった場合において、当該申請に係る公の施設の使用等が前項の使用等に該当すると認めるときは、その許可をしてはならない。</p> <p>3 使用等許可権者は、公の施設の使用等の許可をした場合において、当該許可に係る公の施設の使用等が第1項の使用等に該当することが明らかになったときは、当該許可を取り消し、又は当該許可に係る公の施設の使用等の停止を命ずるものとする。この場合において、当該使用等をする者に損害が生じることがあっても、使用等許可権者はその責めを負わないものとする。</p>			
備考			
設定年月日	令和3年4月2日	最終変更年月日	年 月 日